

2 循環第 3 9 3 号
令和 2 年 7 月 1 6 日

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会会長 様

愛 知 県 環 境 局 長
(公 印 省 略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
施行について (通知)

このことについて、令和 2 年 7 月 16 日付け環循適発第 2007161 号及び環循規発第
2007162 号により環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規
制課長から別添のとおり通知がありました。

については、貴協会員への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

担 当 資源循環推進課

産業廃棄物グループ

廃棄物監視指導室指導グループ

廃棄物監視指導室監視グループ

電 話 052-954-6235 (産業廃棄物グループ)

052-954-6237 (廃棄物監視指導室指導グループ)

052-954-6238 (廃棄物監視指導室監視グループ)

ファックス 052-953-7776

電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp